

番号	質 問	回 答
1	換地処分後にマイナンバーカードの住所変更の手続が必要ですか？	「住所変更」の手続が必要です。 「住所変更」の手続によって、ICチップ内の住所書換えとマイナンバーカードの追記欄に新しい住所を印字します。
2	換地処分後にマイナンバーカードの住所変更をしたいが、追記欄がすでに満欄で新しい住所が印字ができない。どのように手続をすれば良いですか？	新しいマイナンバーカードの発行手続ができます。この場合、「新しい住所」で申請・交付ができますので住所変更の手続は不要です。 電話をいただければ、新しいカード発行のための申請書を住所地へ郵送します。その申請書を使い、「インターネット」や「郵送」にて申請してください。発行までおおよそ、1か月程度かかります。 また、本人が豊田市役所本庁に「マイナンバーカード」と「(a) または (b) 1点」の本人確認書類をお持ちいただければ、「特急発行」により、1週間ほどでカードの発行ができます。その際マイナンバーカードは窓口で回収させていただきます。 (a)・(b)の本人確認書類は下記のものになります。 (a) 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、在留カード等（顔写真付きに限る。） (b) 健康保険の被保険者証または資格確認書、診察券、医療受給者証、学生証、資格証、マイナンバーカードや在留カード（顔写真なし）等（「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたものに限る。）
3	マイナンバーカードの住所変更の手続は誰ができますか？	本人、法定代理人（注釈：本人が15歳未満の方または成年被後見人の場合） または 同一世帯員が手続できます。
4	換地処分後、いつまでにマイナンバーカードの住所変更の手続を行えば良いですか？	カードの「住所変更」の手続に期限はありません。 ただし、カードの住所欄や署名用電子証明書（※）は換地処分前の住所になっています。 ご都合のつく日に手続にお越しください。 （※）署名用電子証明書：インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。 ・電子申請（e-Tax等） ・民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など
5	・ マイナンバーカードの住所変更の手続きについて、いろいろ知りたい。 ・ 持ち物 ・ 手続き場所 ・ 日時 ・ 平日行くのが難しい	詳細はホームページに掲載しています。 こちらをご覧ください。 